

協同組合とその課税問題

客員研究員 明田 作

〔要 旨〕

協同組合は、わが国に限らず伝統的に株式会社に代表される資本を基礎にした企業とは異なる税制上の取扱いを受けている。

わが国の法人税法も、同法別表第3「協同組合等」に掲げる法人が支払う事業分量配当と従事分量配当につき法人の課税所得計算上、損金算入を認めている。

しかしながら、従事分量配当に関しては、協同組合の理念からそれ、かつ、協同組合のタイプによって異なる規整が行われており混乱が見受けられる。

協同組合法それ自体における剰余金概念の明確化とそれに即した必要な規制等、改善すべきは課税上の問題にとどまらないが、現行の税制については、海外の協同組合税制も参考にしながら協同組合のあるべき姿に即した再検討が望まれる。

目 次

- はじめに
- 1 わが国の協同組合と課税上の取扱い
 - (1) 協同組合の剰余金
—利益と剰余金の違い—
 - (2) 事業分量配当の取扱い
 - (3) 従事分量配当の取扱い
- 2 協同組合に関する海外の税制
 - (1) パス・スルー課税
 - (2) 協同組合からの剰余金の還元金の取扱い
 - (3) 積立金についての課税上の取扱い
 - (4) 労働者協同組合（生産協同組合）の組合員と所得課税
- 3 わが国の協同組合に対する課税をめぐる問題と改善の方向
 - (1) 剰余金の分配の形態と課税時期
 - (2) 生産協同組合をめぐる課税上の混乱
- おわりに

はじめに

協同組合は、わが国に限らず伝統的に株式会社で代表される資本を基礎にした企業とは異なる税制上の取扱いを受けているが、他の事業形態との平等、公平な課税上の取扱いという観点で古くから議論のあるテーマである。^(注1)

一般的にあって、協同組合の税制は、株式会社などの企業に適用される税制と比べて優遇されているとみられているが、協同組合の法的構造、いいかえればその組織的特性に立脚したものと協同組合が果たしている社会的機能に立脚したものの2つに大きく分けることができる。^(注2)

後者の社会的機能に立脚したものは、企業の規模に基づく税制上の取扱いなども含め、協同組合固有のものというわけではなく、一般的には他の社会的、経済的団体に共通するものであり、前者は主として協同組合の法的構造を踏まえた技術的調整といえるものである。^(注3)

ここでは協同組合の固有の組織的特性に立脚した税制、したがって、協同組合の剰余金の性格とその処分に関する所得課税に焦点を当て、わが国の協同組合に関する所得課税の制度について、必要に応じ海外の制度も参照しながら概観するとともに、課税上の論点を抽出し検討すべき事項等について整理をする。

なお、協同組合法について言及する場合、主として農協法を念頭に置いて記述してお

り、他の協同組合法については必要に応じ言及することにとどめていることをあらかじめお断りしておきたい。

(注1) EUにおいては、EU機能条約の共通市場制度と相いれない国家補助の禁止条項との関係で協同組合に対する税制上の優遇措置が疑問視され続けているが、本稿では紙幅の関係からとりあげない。これについては、Azcoaga Ibarra (2014)、Torralvo & José (2022) および拙稿、明田 (2012) をとりあえず参照願いたい。

(注2) もっともこの分類も便宜的なものにすぎず、イタリア、スペイン、ポルトガルなどの協同組合税制は、それらの憲法上の位置付けなどもあり他の国と比較して協同組合を特に優遇する税制をもっていて、この2つに単純に区分して論ずることはできない。

(注3) 協同組合の組織的特性と社会的機能とを分けて整理する場合の両者の境界線は必ずしも明確だというわけではない。協同組合の行う公共的サービスに類似する事業そのものに立脚したものはともかく、例えば、協同組合の組織的特性に起因する雇用創出・維持の機能、地域の人的紐帯の維持・強化さらには組合員の世代を超えた資産（人的資産を含む）の構築と承継といったものは組織的特性と不可分の関係にあるからである。しかし、これらの評価は難しいためこの点に着目した特別な税制の構築といったものを筆者は知らない。

1 わが国の協同組合と課税上の取扱い

わが国の法人税法上、協同組合とは何かに関する定義はなく、協同組合等の事業分量配当等の損金算入（法人税法60条の2）等、所得計算についての特別な定め（例えば、非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定〔同46条〕など）との関係、したがって課税技術上の調整の観点から法人税法別表第3に掲げる法人を「協同組合等」として規定している（同2条7

号) にすぎない。

わが国には、協同組合について定義した法律はなく、「協同組合」という名称を付した法人だけが協同組合というわけではない。例えば、根拠法に基づき設立された協同組合が全て法人税法上において協同組合として扱われているわけではない。

特にいわゆる生産協同組合については、特殊な取扱いがなされているが、これに関連する課題等については後述する。

(注4) 各種の協同組合法は、根拠法に基づき設立された法人以外の者が「協同組合」という名称を使用することを禁止する規定を置いている。名称使用の制限に関しては、海外の協同組合法において同様の規制をしているのが通例である。

(1) 協同組合の剰余金

—利益と剰余金の違い—

協同組合における利益 (profit) と剰余金 (surplus) は、理念的には違う概念である。農協法は、「毎事業年度の剰余金」(同法51条1項)、「剰余金の配当」(同52条1項)のように「剰余金」という用語を用い、「利益」という用語は使用していないが、これは協同組合における「剰余金」の性格が株式会社等の「利益」の概念とは異なるところによるものである。しかし、「剰余金」についての定義があるわけではなく、剰余金と利益は名称だけの問題で、実際上の違いはない。事業分量配当についても配当可能な剰余金(農協法52条)の範囲であれば、過年度の剰余金(繰越剰余金を含む利益留保)も含めて行うことを禁止していないが、これは理論的には問題である。

いうまでもなく、株式会社等の営利企業

と協同組合との根本的な違いは、その事業の目的にある。すなわち、協同組合は、組合員の生活上の営みまたは事業活動の全部または一部を切り出して協同組合の事業として行い、その事業を通じて直接的にそれぞれが経済的便益を得るために組織し、また加入する組織で、協同組合の事業は組合員の共同事業としての性格を有している。したがって、現実はともかく理念的には、その事業活動による収益や費用は、全て組合員に帰属すべきものであり、事業年度途中における組合員と協同組合との取引価格は仮のもので、年度末に過不足があれば調整し精算するというのが原初的な協同組合運営の基本ともいえる。

この理念ないし理論は、わが国の協同組合法においては不鮮明であるが、法人税法はある意味において理念に忠実である。すなわち、法人税法上、毎事業年度の課税所得の計算上、損金算入が認められる事業分量配当の対象となる剰余金は、次に述べるように組合員との取引に起因して生じた剰余金からなる部分に限定している。

(2) 事業分量配当の取扱い

わが国の協同組合法は、いずれも剰余金の処分の方法を規制し、「配当」という用語の問題はさておき、組合員に対する剰余金の分配に関しては、出資配当と組合員の事業の利用分量の割合に応じてする事業分量配当(従事分量配当)の2種を設け、前者については配当率に上限を設けている(労働者協同組合については出資配当を禁止し、事

業分量配当に代わって従事分量配当を認める)。

出資配当の上限規制は、利益の分配ではなく組合員が拠出した資金に対して利子を付したことに起因するものであり、事業分量配当(および従事分量配当)こそ協同組合らしい剰余金処分の方法といえる。しかし、従事分量配当は、事業分量配当とは性格が異なり、生産協同組合の従事分量配当の税法上の取扱いは一様ではない(後述)。

わが国の法人税法は、協同組合等が各事業年度の決算の確定の時にその支出すべき旨を決議する「その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に取り扱った物の数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額」を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する旨規定する(同法60条の2第1号)。

税務上、事業分量配当については、協同組合の伝統的理解のうえに立って、「その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のよう組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しない」(法基通14-2-1)としている。これに該当しない剰余金の分配は、税務上の「配当」として損金には算入されないことが同通達の注書きに確認的に記されている。

したがって、法人の所得計算上、損金算入が認められるためには、組合員との取引によって生じた剰余金とそれ以外の剰余金を区分する必要がある(なお、固定資産の処分益等による剰余金や自営事業から生じた剰余金についても区分が必要)。

ところで、法人税法の規定上、損金の額に算入できる組合員等に対する剰余金の分配の基準である事業利用の分量および事業に従事した分量(程度)の算定基礎と当該剰余金が生じた事業年度とがリンクしており、過年度の所得から同様な基準で分配されたもの(具体的には積立金等の取崩しによるもの)^(注5)は損金算入の対象には含まれない。これは、事業分量配当は、実質的に当該事業年度における組合員との取引価格の修正等であるとの考え方に立っているからである^(注6)。

このように、事業分量配当の損金算入の時期は、現行の規定からすると事業分量配当の対象となる剰余金が生じた事業年度となるので、各事業年度の決算の確定の時にその支出すべき旨の決議、すなわち剰余金の処分の決議の際に各人別に配当額が確定している必要があることになる。

なお、消費生活協同組合法施行規則第207条は、「利用分量割戻しを行おうとするときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てなければならない」(同8項)とし、利用分量割戻しは、定款の定めるところにより、当該利用分量割戻金の「積立てを行つた事業年度の翌事業年度開始の日から起算して2年を

超えない期間内に、当該利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに、確認した事業の利用分量に応じて行わなければならない」(同9項) こととし、当該期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の利益金に算入しなければならない(同11項) こととしている。

また、水産業協同組合法は、漁業の特殊な事情を考慮し、漁業協同組合につき組合員以外の者の事業利用に関し組合員の利用を超えない範囲で認めており、かつ、非組合員の利用者にも事業分量配当を認めている(同法56条2項)。そこで、法人税法上もその分配額の課税所得からの控除を認めている(法基通14-2-3)。

ところで、農業協同組合についても組合員と同一の世帯に属する者について、一定の事業についての員外利用規制につき、これらの者を組合員とみなすとしており(農協法10条22項)、これを踏まえてか、法基通ではこれらの者に対する事業分量配当を課税所得から控除することを認めている(同通達14-2-3の2)。しかし、農協法のいわゆるみなし組合員制度は、員外利用規制の計算上の制度であって、農協法はこのみなし組合員に対する剰余金の分配は認めていないので、税務上、課税所得の計算上は損金算入が認められるとしても、農協法上は違法配当となる。仮に実質課税の考え方からはうなずけるものだとしても、次の従事分量配当の扱いも含め、協同組合の剰余金の分配に関する課税上の取扱いに関しては、

理論面と実質面の双方から検討すべき課題が少なくないように思われる。

なお、組合員が協同組合から受け取った事業分量配当に対する所得税上の所得区分は、その起因となる協同組合との取引上の性格に応じて、事業所得、利子所得、不動産所得、譲渡所得等ということになる(所得税基本通達23~35共-5)。ただし、消費生活協同組合の購買高に応じた利用高配当は、生活用品の購入が必要経費にならない(課税済みの所得からの支出) こととの裏腹(注7)の關係にあり所得税の対象とはならない。

(注5) 後述のように、組合員の取引に起因する剰余金であれば、法人の所得計算における損金算入時期と組合員の所得に対する課税時期の問題を除き、いくつかの国では二重課税を避ける措置がとられている。

(注6) 取引価格の修正等であるとの理解に立ったとしても、販売や購買などの事業と信用事業などでは損金算入の対象となる剰余金をどのように考えるかは単純ではない。通達が「組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金」としているので、販売・購買事業にあっては、少なくとも事業別の区分会計が必要であるとしても、対象となる剰余金の把握は比較的容易であるが、配当の基礎となる事業(取引)の対象である個々の単位にまで細区分する必要があるのか否かについては必ずしも明らかではない。信用事業の場合には、販売・購買事業とは異なり、剰余金については資金の調達と運用の結果であるので、農林中央金庫からの事業分量配当金の法人税法上の取扱いについての照会に対する国税庁の回答(昭和44年5月26日・直審(法)28・直審(源)4)によると、事業分量配当金が当該事業年度の所得の金額を超えない限りは損金算入が認められる。

(注7) 諸外国においても事業分量配当の課税上の取扱いは、例外はあるが基本的には日本と同様だといえる。

(3) 従事分量配当の取扱い

従事分量配当について、法人税法第60条

の2は事業分量配当と並列で従事分量配当を取り扱っているが、その性格は事業分量配当の性格とは異なり、複雑かつ理論的な問題を含んでいる。

いわゆる生産協同組合である、漁業生産組合、生産森林組合、農事組合法人、企業組合^(注8)および労働者協同組合は、いずれもその根拠法によって従事分量配当が認められているが、事業分量配当のように単純に協同組合の所得計算上の損金算入が認められてはいない。

まず、従事分量配当の損金算入の規定の対象となる漁業生産組合、生産森林組合または農事組合法人は、これらの組合の事業に従事する組合員に対し、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給しないものに限って、損金算入が認められる（法人税法の別表第3「協同組合等」の定義・法基通14-2-4）。なお、「事業に従事する組合員には、これらの組合の役員又は事務に従事する使用人である組合員を含まない」（同通達）ので、従事分量配当の損金算入の規定の対象となる組合の判定に関係がない一方、これらの役員および従業員たる組合員に対する従事分量配当を行った場合には、その従事分量配当は税務上、「配当」として取り扱われることになる。

次に、企業組合および労働者協同組合は、法人税法上は、協同組合等には該当せず（法人税法別表第3の協同組合等に含まれない）、株式会社と同様に普通法人になるので、その従事分量配当は損金算入が認められず、出資配当と同じ「配当」ということになる。

なお、労働者協同組合の場合は、企業組合とは異なり、出資配当は認められていないが、企業組合にあっては出資配当が年20%まで認められ、かつ、剰余金の処分は出資配当が優先で出資配当後の剰余金につき従事分量配当が認められている（中協法59条3項）。また、労働者協同組合の場合には、事業に従事する組合員とは労働契約を締結しなければならない義務が課されている（労協法20条）点が、企業組合とは大きく異なるところであるが、企業組合が事業に従事する組合員との間に雇用契約を締結することが禁止されているわけではない。

ところで、企業組合の組合員の場合、当該組合の行う事業に従事したことによって受ける所得のうち、当該組合の組合員でない従業員と同一の基準により受ける所得に関しては、所得税法上、給与所得または退職所得とされる（中協法23条の2、原始中協法81条、1955年の改正で創設）。これは、企業組合の組合員の事業に従事する権利・義務は、組合員契約に基づく組合員たる地位から生ずるもので一般の勤労者が雇用契約に基づく労働の対価として受け取る報酬とは形式的に異なる^(注9)という前提での取扱いであるが、企業組合と従業員との関係性の理解によっては、社会保険（健康保険・年金保険）制度や労働保険（雇用保険・労災保険）制度の適用の有無も問題となる^(注10)。

筆者が最も疑問視しているのは、わが国の漁業生産組合、生産森林組合、農事組合法人、企業組合および労働者協同組合は、同じ生産協同組合でありながら従事分量配

当の課税上の取扱いが異なっている点である。すなわち、漁業生産組合、生産森林組合および農事組合法人については、従事分量配当を受け取った組合員の事業所得とするか、または配当所得とするかは選択の余地があるのに対し、企業組合および労働者協同組合の場合には組合員の配当所得となり選択の余地がなく、本質的には同じ性格の組織でありながら課税上の取扱いが異なる合理的根拠は不明だからである。

(注8) 企業組合は、第2次世界大戦の終結に伴う大陸等からの引揚者や戦災者への援護対策の一環として、西欧の生産協同組合にその範をとったものといわれている(稲川宮雄『中小企業の協同組織』1971年、中央経済社)。企業組合と、企業の協同組合であるかのような名称になっているが事業者以外の個人が設立でき、組合員が組合の所有者であると同時に労働者であるという基本的性格は労働者協同組合と何ら変わることはない。したがって、既存の企業組合制度を改めるということをせずに新たに労働者協同組合制度を創設しなければならなかったのかについては、疑問が残る。

(注9) 中小企業庁創業連携推進課監修『中小企業等協同組合法逐条解説』(2007年、第一法規)102頁

(注10) 最近、企業組合であるワーカーズ・コレクティブの組合員が労働基準法(労基法)に基づく未払割増賃金等の支払いを求めた事件についての判決が確定した。原審(東京地立川支判平成30・9・25労判1207号45頁)が、原告は労基法9条の労働者に該当しない、したがって企業組合は割増賃金等の支払義務はないとして請求を棄却したため原告側が東京高裁に控訴した事件で、東京高裁は、業務に関する一定の指示ないし時間的拘束があることや、器具や経費を被告(企業組合)が負担し、原告が雇用保険の対象になっていることなどを踏まえても、労基法上の「労働者性」を肯定することはできないとして、控訴を棄却(上告不受理)した(石黒(2021))。なお、判決は、組合員の受ける報酬の労務対償性を直接否定してはいない。

2 協同組合に関する海外の税制

一般論としては、協同組合についての税制は、一般の企業に比べて有利な税制であるとみられているが、協同組合に対し税制上特別な扱いをする伝統は広く海外にもみられる。^(注11)^(注12)

(注11) 協同組合が最も有利な税制を享受しているヨーロッパの国の一つであるといわれているイタリアにおいて、企業の生産価値に対する税負担という点では株式会社が法人税においては協同組合より若干大きな割合を負担しているが、協同組合の労働者の所得税の負担と社会保障費の負担を含めると国に対する財政負担の割合は株式会社とほぼ等しいか負担割合がむしろ多いという分析がある(Fontanari & Borzaga (2015))。

(注12) 協同組合法に基づき設立されたもの以外は、協同組合とは認識されていないが国とは異なり、その名称はともかく協同組合を多様な法形式で組成できる国が少なくない海外については、協同組合に対する税制というものをどのように理解するかがそもそも論点の一つになるうが、ここでは協同組合の剰余金に関し他の組織形態の企業とは異なる課税上の取扱いをしている場合を念頭に置いている。

スペインの協同組合税制は、法人税の課税標準につき、組合員との取引に起因する部分については20%で、それ以外の部分は一般税率(25%、ただし信用組合については一般金融機関に適用される30%の税率)で課税される。これも協同組合についての制度的な制約を考慮した組織形態の違いによるものと考えられることも可能であるが、本稿では言及しない。

(1) パス・スルー課税

前述のように、協同組合の剰余金(surplus)と利益(profit)とは理論的には区別されるべきものであり、協同組合の事業の目的が組合員との取引を通じて組合員の経済的利益を最大化することであることからすると、

組合員との取引に起因して生じた剰余金は協同組合の利益ではなく組合員に帰属するとみべきことになる。

これを徹底したものが、カナダの協同組合と組合員との関係が代理等の契約関係にあるとされる利益を得ることを目的としない協同組合（non-income cooperatives）である。これは、組合員に帰属すべき協同組合の剰余金は、協同組合の課税所得を構成しないとすものであり（Petrou(2013)、CCA § 15(1)(h)、イギリスの専ら相互取引（^(注13)fully mutual trading）に携わる協同組合等の組合員との取引から生じた剰余金についての課税免除（CTM40960等）の考え方もこれと同じといえる。これは、二重課税を廃したパス・スルー課税ないしペイ・スルー課税であり、アメリカのLLC（Limited Liability Company）やパートナーシップ課税を選択する協同組合や内国歳入法（IRC）第521条の規定に基づく農業協同組合等はその例であり、ポルトガルの農業協同組合等（EBF § 66a(1)）、フランスの農業協同組合等の組合員との取引に起因する所得について^(注14)の法人税の免除規定も同様であるといえる。

(注13) 専らといってもその^{しきいち}閾値は、50%であるので、かなり緩やかなものである。

ただし、非組合員との取引が少額である場合には問題にならないが、非組合員との取引から生じた利益や固定資産の処分益、銀行からの利子などの組合員との取引以外に起因する利益に対しては法人税が課される。

(注14) 非組合員との取引は総売上高の20%を超えないこと（非組合員との取引に起因する所得は法人税が課税される）、投資組合員が出資総額の50%を超す出資を保有していないことといった要件がある（CGI.art.207）。

(2) 協同組合からの剰余金の還元金の取扱い

ほとんどの国においては、剰余金からの組合員への還元金について、一定の要件のもとで法人税の課税所得からの控除が認められている。なお、法人税の課税所得からの控除が認められる還元金（patronage refunds）^(注15)の対象となる剰余金については、多くの国がわが国の場合と同様、組合員との取引に伴う剰余金に限定している^(注16)。その結果、協同組合には組合員には帰属しない剰余金や利益金といったものが不可避免的に生じ、これについて後述のようにいくつかの国においては課税を免除する規定を置いている。

なお、非組合員に対しても組合員と同じように剰余金の還元をすることを許容する国（アメリカのIRCのサブチャプターT、カナダの連邦協同組合法〔CCA § 155(3)〕、ITA § 135(2)）があるほか、非組合員に対しても同じように還元しなければならないようにしている国もあり（例えば、アメリカのIRC第521条の農業協同組合等、フランスの労働者協同組合〔後述〕など）、またスペインの一部の州（バスク州など）のように組合員以外との取引等に基づく利益も組合員に対し還元することを認めている場合がある^(注17)。

また、剰余金の組合員への還元は、多くの場合、現金以外の方法で行うことが認められており、現金以外の手段で還元が行われた場合には法人税、組合員の所得税の課税の時期に関して問題となる。

これについては、例えばアメリカの場合、

IRCのサブチャプターTのもと、利用高還元が協同組合に留保された場合（内部留保や出資金勘定）、それは適格（現金による還元は常に適格）または非適格のいずれかとなり、それぞれによって課税のタイミングが異なるが、非適格の還元金については実際に払い戻す時に課税所得から差し引くことができ、受け取った組合員の課税所得を構成するものとなる。また、イタリアなどでも組合員の任意出資金に割り当てられた金額を課税所得から控除でき、組合員に対する課税は当該出資金が払い戻された時に行われる（Emmolo（2019））。

ところで、いわゆる出資配当については、一般的には剰余金の還元とは異なるが、法律による上限規制のもとで利息の支払いとして課税所得からの控除を認めている国も^(注18)少なくない。

(注15) patronage refundsという概念は、アメリカの内国歳入法（IRC）のサブチャプターTで用いられているもので、農業協同組合等における利用高をベースにした還元金のほか労働者協同組合における従事した労働の割合に応じた還元金も含んでいる。なお、イギリスにはpatronage refundsという概念はなく、組合員に対する分配金またはボーナスは利益の分配には該当しないと規定する（CTA2010 § 1056）など、わが国の事業分量配当や従事分量配当についての各国での用語や概念も一様ではないことに留意が必要である。

(注16) フィンランドでは組合員と非組合員との取引とを区分して計算することが求められておらず、剰余金が組合員に還元される限りは、原則として課税所得から控除することが認められる（LEV § 18, Osuuskunnan ja sen jäsenen verotuksesta [16.6.2022]）。ベルギーでは、協同組合の還元金について特別の定めはなく、一般の会社が付与する割引や年度末の払戻しなど各種割引等と同様に扱われる。

なお、アメリカのIRC第521条の農業協同組合等の場合には、施設の賃貸収入や受取配当金な

ど利用者等との取引に基づかない利益についても組合員に分配することが認められている。

(注17) フランスの農業協同組合の加工または販売のための子会社から受け取った利益については、その販売等に起因したものであれば、組合員の販売高等に比例して組合員に分配したものは、課税所得から控除することが可能になっている（CGI.art.207）。

(注18) イタリア、スペイン、フランス、ポルトガルやイギリス、それにアメリカのIRC第521条の農業協同組合などがこれに当たる。

(3) 積立金についての課税上の取扱い

協同組合の場合、組合員に対して分配することができない組合員との取引に起因しない剰余金（利益）が発生するとともに、各国の協同組合法は協同組合に対し法律に基づく法定準備金（義務的積立金）の積立てを課している。

スペイン、イタリアそれにポルトガル等においては、主として組合員には帰属しない利益の留保、すなわち不分割ないしは不分配積立金という性格を考慮して、課税上の優遇措置とみられる措置が講じられている。

例えば、スペインでは、義務的積立金（剰余金の20%以上）に充当された金額の50%、教育振興基金への積立て（剰余金の5%以上）についてはその100%を課税所得からの控除を認めるほか、農業協同組合など特定のセクターで活動し、そのメンバーの財政力の乏しさと相互主義の原則（mutual principle）に従って運営されている協同組合は、一般の協同組合より優遇され、法人税額の50%が免除されるなどの恩恵を受ける（LRFC § 7~12, § 34）。

ポルトガルでは、前述のように一定の協

同組合については、第三者との取引や協同組合活動以外の利益を除き法人税を免除される（EBF § 66a(1)）ほか、協同組合法に規定する教育訓練準備金のための費用は、課税所得の計算上その120%相当額が控除される（EBF § 66a(7)）。

また、イタリアでも協同組合振興基金への拠出額については、課税所得から控除することが認められ、法定準備金（不分割）への充当額については10%の軽減税率が適用されるほか、法定限度を超えた利率による出資配当をしない、準備金を組合間で分配できないなど、一定の要件を満たす協同組合の場合には解散時も含め不分割となっている積立金への充当額の一定割合は、課税所得から控除される。^(注19)

なお、フランスでは、社会的協同組合の不分割積立金への充当額および労働者協同組合の投資準備金への充当額については、課税所得からの控除が認められている（CGI, art.209Ⅷ, 237bisA）。

(注19) 現在この割合は57%で、近年その割合が縮減されてきている。なお、消費生活協同組合：32%、農業協同組合：77%、社会的協同組合：97%となっている（Emmolo (2019) p.8）。

(4) 労働者協同組合（生産協同組合）の組合員と所得課税

労働者協同組合（生産協同組合）と労働に従事する組合員との関係は、結社関係に基づくもので、労働に従事する組合員の義務も権利も組合員たる地位によって生じ、伝統的な賃金労働者とも自営業者とも異なっている。このため、税務上、組合員に支払

う従事分量配当などをどのように取り扱うかは、わが国だけではなく海外においても単純・明解というわけではない。

伝統的な賃金労働者とも自営業者とも異なっているということは、ある意味では両者の性格を兼ね備えているともいえ、従事した労働の対価として受け取るものは、「給与所得」とする国と、「給与所得」とするか組合員個人の「事業所得」とするかを選択できるようにしている国とに分けることができるように思われる。

前者の例は、スペイン、イタリア、ポルトガル、フランスなどであり、後者の例としてはアメリカ、イギリスなどをあげることができる。

スペインでは労働に従事する組合員は、組合の活動への参加の程度に応じて剰余金を前払いの形で定期的に受け取る権利が与えられており（Ley 27/1999, art.18 para.4）、受け取った前払金は、法律上は給与ではないが税務上は給与と同じ扱いを受ける（ただし、当該組合の活動部門の地域の通常の報酬を超えない金額についてであり、それを超えるものは出資に対する配当とみなされる^(注20)）。

同様に、イタリアの労働者協同組合にあつては、労働に従事する組合員に対して支払われるものは、現在の賃金の20%を上限として課税所得からの控除が認められ、その限度を超える部分は利益の分配として所得からの控除が認められない（DPR, art.11 para.3, Alguacil-Mari (2022)）。

フランスの労働者協同組合の場合には、法律上の義務として、剰余金の25%以上は

労働者組合員と非組合員の労働者の両方に対し、その賃金や労働時間等を基準に還元すべきこととされている (Loi n° 78-763, art.33 al.3)。

一方、ポルトガルの労働者協同組合にあっては、労働者組合員が生み出した剰余金は労働量に比例して労働者組合員に分配することができ、課税所得から控除できるが、非組合員労働者が生み出した剰余金 (組合員に準じて生産量に比例して計算) は分配できず義務積立金に充当しなければならないこととされている^(注21)。

以上紹介した国の場合、労働者協同組合の労働に応じた剰余金の還元は、組合員にあっては労働の報酬として課税上は取り扱われることになる。一方、アメリカやイギリスなどの英米法の国では、名称使用の制限の問題が残るが、協同組合を組成する場合の法形態は柔軟であり、選択する法律形態によっては課税上の取扱いが異なる場合がある。もっとも、イギリスの場合、登記協同組合の形態をとる場合には、剰余 (利益) を組合員に分配する方法は配当とボーナスの2つの方法があり、労働に従事した割合に応じて組合員に対して還元する場合には、ボーナスとなるので、以上の国々と異なることはないが、社会保険料の負担や所得税の負担額を軽減するために柔軟性 (ボーナスとするか配当とするか) をもった分配を行うことがあるようである^(注22)。

アメリカの場合、さまざまな法形態で協同組合を組成することが可能であり、連邦の内国歳入法 (IRC) のサブチャプター T

(§ 1381~§ 1388) は協同組合の課税上の取扱いを定めているが、協同組合が何であるかの定義は置かず、協同組合的基礎に基づき運営されている (operating on a cooperative basis) ものであれば、いかなる法人 (法人とみなされるものを含む) であってもサブチャプター T に基づく課税上の取扱いを受け^(注23)ることができる。労働者協同組合の場合の多くは、州法に基づく協同組合法人か LLC であり、いずれの場合にも提供した労働に応じた利益の分配 (patronage refunds or patronage dividends) であれば、法人税の課税所得からの控除が認められる。なお、LLC のメンバーは、通常、従業員 (employees) とはみなされず、利益の分配は自営業税の^(注24)対象となる。

しかし、協同組合法人である労働者協同組合の場合、労働者組合員の協同組合との関係性に起因し、複雑な問題をはらんでいる。通常、法人である労働者協同組合から受け取る還元金 (patronage refunds) は、雇用税 (payroll tax) が課されない自営業以外の所得 (ordinary income) として課税される (Haber (2018)) が、労働者組合員が patronage refunds 以外に市場ベースでの給与 (特に確定給与の支払い) を受けない場合には、還元金は自営業税の対象となる可能性があることは否定できない (Wilson (2008)、Haber (2018))。

(注20) LRFC, art.15 para.2・art.18 para.1・art.28 para.1、Alguacil-Marí (2015)、Herrera (2020)。なお、特別に保護される労働者協同組合は、無期限雇用労働者の数が組合員の10%を超えてはならず、かつ、前払金および剰余金の還元を含めた労働者組合員の報酬が同一セクター部門の

平均の報酬の2倍を超える場合にはその資格を失うこととされている (LRFC, art.8)。

(注21) Decreto-Lei n.º 309/81, de 16 de Novembro, Art. 9º。なお、非正規労働者の75%以上が組合員で、かつ、組合員の75%以上が正規労働者である労働者協同組合にあっては、組合の全ての所得が法人税を免除される。一方、労働に応じて剰余金から分配を受けた金額は、労働者組合員の労働収入として課税される (EBF § 66a (2), Meira & Ramos (2020) p.15)。

(注22) CTM40530, CTM40515, *Dividends in Worker Co-ops*.

(注23) アメリカでは、協同組合は、どのような事業体でも協同組合として運営でき、また協同組合として活動するためには課税上の地位であるIRCのサブチャプターTを選択する必要はない。

(注24) *Choice of Entity*, Co-opLaw.org.
<https://www.co-oplaw.org/knowledge-base/entity/> (2022年8月1日最終アクセス)

3 わが国の協同組合に対する課税をめぐる問題と改善の方向

(1) 剰余金の分配の形態と課税時期

わが国の場合も組合員との取引に起因して生じた剰余金のうち、事業分量配当として組合員に分配した金額は、前述のように協同組合の法人税の課税所得から控除することが認められ、消費生活協同組合の組合員を除き、受け取った組合員レベルでは、課税所得を構成することになる。この点は、一部のものを除き海外の協同組合の組合員に対する剰余金の還元 (patronage refunds or patronage dividends) と共通するといえる。

わが国の法人税法における事業分量配当の損金算入制度にあっても、組合員との取引に起因した剰余金の全額を組合員に取引

高に応じて還元するのであれば、当該剰余金については法人税の課税を免れることができる。これによって二重課税を防止することが可能であり、この考えを推し進めれば、海外の例にあるようにパス・スルー課税を制度として導入することは、課税回避のために法人形態を濫用する弊害を防止できる限り、論理的には可能であろう。

わが国では、法人税の課税対象を法人か否かによっていて、法人の場合にはパス・スルー課税制度は導入されていないが、2005年の有限責任事業組合契約に関する法律 (平成17年法律40号) に基づく有限責任事業組合についてのパス・スルー課税の仕組みを協同組合に選択的に拡大することは技術的には不可能ではないはずである。^(注25)

この場合、法人税の課税所得から控除する時期と組合員に対する所得課税の時期をどうするかという問題があるが、これは技術的な問題にすぎないので、直ちに現金等で分配しない場合には組合員ごとに受け取るべき額を明らかにしたうえで、アメリカのIRCのサブチャプターTのような取扱いをすれば理論的には解決できるであろう。多種多様な事業を兼営するわが国の総合農協のような場合には、こうした扱いが機能しないように思われるが、少なくとも同じ性格の事業者でつくる専門農協のような場合には有効に機能するように思われる。

また、法人税と所得税の課税時期のずれに関しては、実際に組合員に分配するまでの留保金 (積立金) に対する利子相当額の法人税の付加税を徴するというのも技術的

には可能であろう。^(注26)

それとあわせて、紙幅の関係で説明はしなかったが、海外の事例にもあるように事業分量配当を現金以外の形態で認める、例えば出資として割り当て、出資として割り当てたものは払戻しが行われるまでは組合員に対する所得課税は行わないということも考えられ、資本調達の方法が原則的に組合員に限定されている協同組合にあっては検討されても良いであろう。

以上は、組合員に帰属すべき剰余金(surplus)についての課題であるが、協同組合には組合員との取引に起因せずに生じた利益(profit)というものがあり、これをどのように取り扱うべきかは、協同組合の法的な性格をどうとらえるかを含めて大きな課題の一つといえる。現在、この利益に関しては、他の企業と同様に法人税の課税所得を構成するが、協同組合に関する理論的な側面からするとこれは組合員に分配すべき性格のものではない。そうだとすれば、海外の例にもあるように解散(また他の法人形態への組織転換)の際にも組合員に対して分配することができない不分割積立金への積立てを義務付けるとともに、当該積立金への充当額は課税所得から控除する制度を積極的に検討すべきであろう。

(注25) 出資額を限度に組合員の有限責任を認める限り、法人と実質的に異なるところはない。

(注26) シャープ税制使節団の勧告は、戦後の新税制に関する勧告であるが、法人擬制説の視点で各事業年度の所得に対する課税に加えて株主に配当せずに企業が留保した利益の累積額に対する利子付加税を提案している(高石末吉『党書終戦財政始末〈第19巻〉』[1971年・大蔵財務協会]450頁)。1950年の法人税法の一部を改正する法

律(昭和25年法律72号)は、所得に対する法人税率35%のほかに積立金の増加額に対し2%の法人税を課す内容の改正を行っている。

(2) 生産協同組合をめぐる課税上の混乱

漁業生産組合、生産森林組合、農事組合法人(農業経営以外の事業を行うものを除く)、企業組合および労働者協同組合は、いわゆる生産協同組合であるが、これら組合の従事分量配当については、前述のように一様ではない。

生産協同組合は、それ自体が1個の企業体であり、組合員は組合に加入することで事業者としての独立性を失い、組合契約によって、組合員たる地位を取得し、かつ、組合事業に従事することにより所得を得ることになる。したがって、形式的には一般の勤労者が雇用契約を締結して労働を提供することにより報酬を受ける場合とは異なる。^(注27)

生産協同組合における労務の提供は、理念的には、労働力を第三者に売って対価を得る労働契約に基づくものではないので、組合員は一般のサラリーマンでもなく、また独立した自営業者としての労務提供者でもないことになる。

しかしながら、逆にいえば、組合員の労務の提供は、これら両方の性格をもっているともいえるので、アメリカでも依然として議論が残るように、生産協同組合の構成員の受け取る剰余金の還元(patronage dividends=従事分量配当)を組合員の一般の個人所得として課税するか自営業の所得として課税するかという問題がつかまとう

ことになる。とりわけ生産協同組合はここで述べた理念に沿ったものでなければならぬだけでなく、組合員が依然として事業用の資産を所有して依然として事業者の地位を保ったままであるケースと事業者の地位を全く失っているケースとでは、組合と組合員との実質的な関係も異なるはずである。

わが国で企業組合に対する課税が問題となってきたのは、戦後、個人事業者が所得税の負担を免れるために企業組合という法人組織を濫用したことによるものであるが(福田(2016))、企業組合の組合員が単に組合の従業員である限り、従事分量配当は、社会保険料等の対象とするか否かの整理の問題が残るものの、法人税法上は損金算入を認めるとともに組合員にあっては「配当」以外の労働に対する対価として取り扱われるべきである。

労協法に基づく労働者協同組合の場合には、従業員組合員と労働契約の締結義務があり、従業員組合員は一般企業のサラリーマンと同様に扱われることになるが、従事分量配当については、あらかじめ例えば業績に応じて行うことが義務として存在している限りにおいて、賞与として損金に算入することを認めることは可能であろう。なお、この場合、当然ながら従業員組合員が生み出した利益が限度になるが、スペインの例のように一定の制限を課すか、フランスのように非組合員従業員にも剰余金を分配するようにするかは検討が必要であろう。

ところで、前述のように農事組合法人等

の生産協同組合の場合、組合の事業に従事する組合員に対し、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給しないものに限って、事業分量配当の損金算入が認められ、配当を受け取った組合員は農業等の事業所得として課税される。立ち上げばかりの生産協同組合の場合、事業に従事する組合員に最低賃金等を支払うこともできないという事情もあろうし、事業が順調にいった段階で正規の労働者として雇用契約を締結することがあり得るので、実務的にはこうした取扱いで不都合はないといえるかも知れない。しかしながら、この場合、法人税法上は協同組合ではなくなるため事業分量配当の支払いに関しては企業組合や労働者協同組合と同じく配当所得の扱いになってしまう。

生産協同組合の理念に即していえば、このようなわが国の生産協同組合に対する課税上の取扱いは、協同組合法の設計思想を無視するものでしかなく、従事分量配当については法人税の課税所得からの控除を認めるとともに配当を受けた組合員に対しては実態に応じて給与収入とするか事業所得とするかの選択的適用を認める制度設計にすることが妥当であろう。

また、従事分量配当は、何も生産協同組合に限ったものではなく、例えば農業協同組合が行う農村工業事業に従事する組合員に対して行うことが認められても良いであろう。

(注27) こうした意味では労働者協同組合が組合員との雇用契約の締結を義務付けることは、理論

的には疑問が残る。

おわりに

各国の協同組合法が、その国の経済、社会および政治的な事情の反映であるように、また協同組合に関する税制もそれぞれの歴史的な背景を伴ったものであり、各国の税制を比較して単純にその優劣や是非を論ずべきものではない。

しかし、細かな点を除けば、株式会社に代表される資本をベースとする企業とは異なる法制度のもとにある協同組合については、海外においても税制に関してもその組織的な特質・性格の違いの考慮に基づいて株式会社等とは異なる取扱いが行われている。そうだとすると海外の税制を参考にわが国の協同組合に関する税制を見直すことにも合理性があるといえよう。

なお、税制に関する問題は、税制だけで完結しているものではなく、協同組合法自体の改正も必要となるものも少なくない。また、とりわけ生産協同組合における従事分量配当に関しては、その損金算入の前提条件、所得税法上の区分、社会保障制度上の取扱いをどうするかなど、税制とあわせて整理されなければならない論点が多岐にわたって存在している。

生産協同組合における労働に関しては、賃金労働でも自営業でもない、もう一つの労働形態であることを認める法整備が急務(Nikolaou (2018)) という意見があるが、わが国においてまず求められるのは、協同組

合法の理念と税法の取扱いが著しくかい離している従事分量配当に關しての取扱いの見直しであろう。そしてこれに關しては、実質課税の考え方から安易に整理するのではなく、協同組合法における従事分量配当の設計思想に即して税制を設計することが望まれ、もし課税上の弊害の虞があるのであれば、その弊害を防止するための仕組みを導入することであろう。

【略称】

農協法=農業協同組合法
中協法=中小企業等協同組合法
労協法=労働者協同組合法
法基通=法人税基本通達
CTM=Company Taxation Manual (HMRC internal manual). (イギリス法人税マニュアル)
CTA=Corporation Tax Act. (イギリスの法人税法)
CCA=Canada Cooperatives Act. (カナダの連邦協同組合法)
CGI=Code général des impôts. (フランスの一般税法)
DPR=Decreto del Presidente della Repubblica del 22/07/1998 n. 322. (イタリアの1998年7月22日の共和国大統領令第322号; 所得税等に係る申告書の提出手続を定めた規則)
EBF=Estatuto dos Benefícios Fiscais (art. 66° -A: Benefícios às Cooperativas). (ポルトガルの税制上の優遇措置)
ITA=Income Tax Act. (カナダの所得税法)
IRC=Internal Revenue Code. (アメリカの内国歳入法)
LEV=Laki elinkeinotulon verottamisesta. (フィンランドの事業所得税に関する法律)
Ley 27/1999=Ley 27/1999, de 16 de julio, de Cooperativas. (スペインの協同組合法)
Loi n° 78-763 =Loi n° 78-763 du 19 juillet 1978 portant statut des sociétés coopératives de production. (フランスの労働者協同組合法)
LRFCLey sobre Régimen Fiscal de las Cooperativas (Ley 20/1990, de 19 de diciembre). (スペインの協同組合税制)

<参考文献>

• Alguacil-Marí, P. (2015), "LA FISCALIDAD DE

- LOS INGRESOS DE LAS COOPERATIVAS DE TRABAJADORES Y SUS MIEMBROS, Y LA FISCALIDAD DE LAS SOCIEDADES LABORALES,” IX Congreso Internacional Rulescoop.
http://sedici.unlp.edu.ar/bitstream/handle/10915/50531/Documento_completo.pdf?sequence=1 (2022年8月1日最終アクセス)
- Alguacil-Marí, P. (guest editor) (2022), “Special issue on taxation,” *International Journal of Cooperative Law (IJCL)*, Issue IV.
<https://iuscooperativum.org/wp-content/uploads/2022/03/Issue-4-2022.pdf> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Azcoaga Ibarra, M. (2014), “Tax treatment of cooperatives and EU State aid policy,” *Revista vasca de economía social = Gizarte ekonomia en euskal aldizkaria*, (11), pp.103-142.
<http://hdl.handle.net/10810/46785> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Cracogna, D., A. Fici, & H. Henry (eds.) (2013), *International Handbook of Cooperative Law*, Springer, Berlin, Heidelberg.
 - “Dividends in Worker Co-ops,” Co-operative Assistance Network Limited.
<https://www.can.coop/index.php/products-services/starting-a-co-op-or-social-enterprise/setting-it-up-for-you-starting-a-co-op-or-social-enterprise/259-dividends-in-worker-co-ops> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Emmolo, E. (2019), “LEGAL FRAMEWORK ANALYSIS NATIONAL REPORT: ITALY,” ICA-EU PARTNERSHIP, #coops4dev.
<https://coops4dev.coop/sites/default/files/2021-03/Italy%20Legal%20Framework%20Analysis%20Report%20.pdf> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Fajardo-García, G. et al. (2017), *Principles of European Cooperative Law (PECOL)*, Intersentia.
 - Fontanari, E. & C. Borzaga (2015), “Do Co-operatives Really Pay Less in Taxes?,” Euricse.
<https://euricse.eu/do-co-operatives-really-pay-less-in-taxes/> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Haber, M. (2018), “How The 1 Percent Pays Taxes; How The 99 Percent Could: The Subchapter T Worker Cooperative Tax Loophole,” *26 J. L. & Pol’y* 267.
<https://brooklynworks.brooklaw.edu/jlp/vol26/iss1/15> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Herrera, C. (2020), “IRPF 2019: Cómo tributan las rentas que paga la cooperativa a sus socios trabajadores.”
<https://blog.fevecta.coop/irpf-2019/> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Hiez, D. (2017), “Introduction,” In G. Fajardo-García et al. (Authors), *Principles of European Cooperative Law*, pp.1-16, Intersentia.
 - Mayer, B. (2018), “Worker Co-ops Operating Under Subchapter T and the New Tax Law.”
<https://www.wegnercpas.com/worker-co-ops-operating-under-subchapter-t-and-the-new-tax-law/> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Meira, D. & M.E. Ramos (2020), “LEGAL FRAMEWORK ANALYSIS NATIONAL REPORT: PORTUGAL,” ICA-EU PARTNERSHIP, #coops4dev.
<https://coops4dev.coop/sites/default/files/2021-03/Portugal%20Legal%20Frameworks%20Analysis%20Report%20.pdf> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Nikolaou, K. (2018), “SOCIAL AND LEGAL ASPECTS OF THE CO-OPERATIVE LABOR,” Conference: 2nd International Forum on Cooperative Law “Cooperative law and cooperative principles,” ICA - IUS Cooperativum – HOU - UnivSSE Coop, 26-28 September 2018.
https://www.researchgate.net/publication/333448437_SOCIAL_AND_LEGAL_ASPECTS_OF_THE_CO-OPERATIVE_LABOR (2022年8月1日最終アクセス)
 - Petrou, T. (2013), “Canada,” In D. Cracogna, A. Fici, & H. Henry (eds.), *International Handbook of Cooperative Law*, Springer, Berlin, Heidelberg.
 - Torralvo, H. & J. José (2022), “EUROPEAN TAXATION OF COOPERATIVES: AN EXAMINATION OF THE POSSIBILITIES OFFERED BY THE NEW CONCEPT OF LIMITED PROFITABILITY,” *International Journal of Cooperative Law (IJCL)*, Issue IV, Special issue on taxation.
 - Wilson, G. R. (2008), “Taxation of Patronage Dividends from Worker Cooperatives: Are They Subject to Employment Tax?.”
[http://gwilson.com/documents/Article4\(PatronageDivTax\).pdf](http://gwilson.com/documents/Article4(PatronageDivTax).pdf) (2022年8月1日最終アクセス)

- 明田作（2012）「EU競争法における国家補助と協同組合—協同組合税制と国家補助問題—」『農林金融』9月号
- 明田作（2013）「協同組合税制の現状と展望」『にじ—協同組合研究誌—』第641号
- 石黒駿（2021）「ワーカーズ・コレクティブの組合員の労基法上の労働者性—企業組合ワーカーズ・コレクティブ 轍・東村山事件—〔割増賃金請求事件〕」『ジュリスト』第1553号
- 坂井一雄（2015）「小規模企業に対する課税のあり

方について—小規模企業に対するパス・スルー課税の検討を中心に—」『税務大学校論叢』第81号

- 長谷部啓（2007）「パス・スルー課税のあり方—組合事業における組合員の課税関係とその諸問題—」『税務大学校論叢』第56号
- 福田善行（2016）「実質所得者課税に関する一考察—所得税における所得の帰属判定を中心に—」『税務大学校論叢』第84号

（あけだ つくる）

